

諮問第15号の答申 特定サービス産業実態調査の改正について（案）

本委員会は、経済産業省が実施を予定している特定サービス産業実態調査の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否とその理由等

(1) 適否

計画を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事項については、計画を修正することが必要である。

(2) 理由等

ア 調査対象業種

調査対象業種については、既存の21業種に加え、「冠婚葬祭業」、「映画館」等の対個人サービス業に係る7業種を新たに追加する計画である。

これについては、経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定）の指摘等を踏まえた措置であり、サービス業統計の整備にも資するものであることから、適当である。

イ 調査票及び調査事項

(ア) 追加業種の調査票及び調査事項

追加する7業種の調査事項については、業種ごとに異なる7種類の調査票により、業種の特性に応じた調査事項を設定する計画である。これについては、本調査の目的である業種の特性を明らかにするものとなっているため、おおむね適当である。

しかし、統計法（平成19年法律第53号）第10条第1号（本統計の作成目的に照らした必要性・十分性）の観点から、学習塾については、今後インターネットを活用した指導方式の伸展が想定されることから、その有無を、また、フランチャイズの形態を採る事業所とそうでない事業所とでは、売上高、営業費用等が異なるため、当該形態の事業所が含まれる業種（10業種）について、その加盟の有無を、調査事項として追加することにより、業種特性の適切な把握を行うことが必要である。

(イ) 事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定

母集団規模が小さい7業種を除く21業種について、従業者4人以下の小規模事業所については、調査事項の簡素化を図る計画である。これは、前回調査に係る統計委員会の答申（「諮問第7号の答申 特定サービス産業実態調査の改正について」（平成20年5月12日付け府統委第66号）。以下「前回答申」とい

う。)における指摘を踏まえ、事業所規模により事業活動に差異があることを考慮するとともに調査客体の負担軽減を図る観点から、措置するものであり、適当である。

しかし、計画では、調査対象が調査実施時点で従業者数を記入し、5人以上であればすべての調査事項に回答し、4人以下であれば簡易な調査事項のみに回答することとしており、この方式ではいわゆる「簡易回答の選好」が発生する恐れが大きく、適正な調査結果を得られないことが想定される。このため、統計法第10条第2号(統計技術的な合理性・妥当性)の観点から、この「簡易回答の選好」を防止するため、調査に当たって、調査実施者が調査対象名簿を基に、調査票を配布する時点で規模を下回る調査対象について、回答しなくてもよい事項をプレプリントにより明示する方式に変更することが必要である。なお、調査実施時点において調査対象の規模に変動があった場合には、事後に適切な方法で処理することが適当である。

ウ 調査方法

(ア) 標本調査方式の導入

本調査については、これまで全数調査で実施して来たが、今回から、母集団規模が小さい7業種を除く21業種について、標本調査方式を導入する計画である。

これについては、前回答申における指摘を踏まえ、結果精度を確保するとともに、地方公共団体等の実査対応能力を勘案した結果であり、適当である。

(イ) 調査員調査と郵送調査の併用等

a 事業所を対象とする22業種については、地方公共団体を経由する調査員調査方式で実施し、企業を対象とする6業種については、民間事業者を活用した郵送調査方式で実施する計画である。

これについては、地方公共団体及び統計調査員の事務負担や調査結果の都道府県表章の有無を考慮したものであり、適当である。

b また、調査対象や統計調査員からの問い合わせに適切に対応するため、民間事業者を活用し、コールセンターを設置する計画である。

これについては、地方公共団体等の業務量の軽減や、調査の円滑な実施に資するものであるため、適当である。

エ 集計事項

(ア) 集計事項の見直し

a 7業種の追加に伴い、調査事項に対応して集計する計画であるが、これについては、統計需要に対応したものとなっており、おおむね適当である。

しかし、上記「イ-(ア)」において指摘した調査事項の追加に伴い、それに即した集計事項を追加することが必要である。

b また、標本調査方式の導入に伴い、事業従事者規模別(事業所単位)又は常用雇用者規模別(企業単位)を表側に持つ集計表を追加する計画であるが、これについては、層化基準に基づく集計を行うものであり、適当である。

他方、全国表及び都道府県表における資本金規模別集計や都道府県表にお

ける政令指定都市別集計など、精度が著しく低下することが想定される集計については、基幹統計としての結果表章を行わない計画である。

これについては、基幹統計の重要性を勘案し、正確性の確保に配慮した措置であり、やむを得ないとする。

(イ) 欠測値の補正

本調査はこれまで回収結果を単純に集計する方法を採ってきたが、標本調査方式の導入に伴う母集団推計に合わせて、しつ皆層の無回答についても欠測値として補正することを計画している。

これについては、前回答申を踏まえた措置であり、集計結果の精度の向上が期待できることから、適当である。

ただし、補正の手法については、今後、データの蓄積等を踏まえ、更に適切なものとなるよう検討を行うことを期待する。

オ その他

- a 本調査と直接的に重複する他の基幹統計調査は認められず、他の基幹統計調査との間の重複は、合理的と認められる範囲を超えていないものと認められる。
- b なお、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、本調査についての直接的な指摘は認められない。

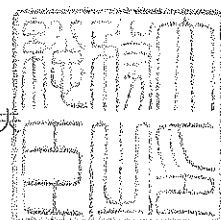
2 今後の課題

前回答申において指摘された、各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数、「デザイン業」や「機械設計業」等における外注業務の内容等、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」における年間売上高の契約先産業別割合の産業区分の内訳の追加など、各業種の特性に対応した調査事項の設定については、調査実施者において、まだ十分な検討が行われていないが、その重要性にかんがみ、引き続き、その把握可能性を含め、検討を進める必要がある。

総政企第79号
平成21年3月9日

統計委員会委員長
竹内 啓 殿

総 務 大 臣
鳩 山 邦 夫



諮問第15号
特定サービス産業実態調査の改正について（諮問）

標記について、平成21年3月3日付け平成21・02・27統第2号により経済産業大臣から別添「特定サービス産業実態調査に係る承認事項の一部改正について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(特定サービス産業実態調査の改正について)

1 調査の目的等

特定サービス産業実態調査（指定統計第113号を作成するための調査）は、我が国におけるサービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和48年以降、毎年実施されている。

2 改正の趣旨

「経済成長戦略大綱」（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定（平成20年6月27日改定））において、サービス産業を幅広くとらえた構造統計を整備することとされていることなどを踏まえ、サービス産業に関する施策等に必要な統計の一層の整備を図るため、平成21年調査から、調査対象業種の追加を行うとともに、標本調査方式の導入、事業所の規模に応じた調査事項の設定、調査の実施方法の変更等を行う。

3 改正内容

(1) 調査対象業種の追加

サービス産業分野において個別業種ごとにその業種特性等が大きく異なることを踏まえ、行政施策上の必要性及び統計利用者のニーズに対応し、個別業種の実態をよりの確に把握するため、調査対象業種に「冠婚葬祭業」、「映画館」、「興行場（別掲を除く）」、「興行団」、「スポーツ施設提供業」、「公園、遊園地」、「学習塾」及び「教養・技能教授業」の計7業種を追加し、28業種とする。

これに伴い、追加する各業種に対応した調査票（7種類）を新設する（既存業種について調査票の共通化を図るものがあるため、調査票様式は計19種類）。

（注）平成20年調査からの継続調査業種：21業種

「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」、「映像情報制作・配給業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業」、「クレジットカード業」、「割賦金融業」、「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「その他の物品賃貸業」、「デザイン業」、「広告業」、「機械設計業」、「計量証明業」、「機械修理業（電気機械器具を除く）」及び「電気機械器具修理業」

平成20年に追加した業種（10業種）

(2) 標本調査方式の導入

調査対象業種の追加に伴い、これまでの全数調査を継続すると調査対象数が約28万事業所・企業と過大となることから、調査を担う地方公共団体の事務負担や調査客体の負担の軽減を図る等の観点から、標本調査方式を導入する（標本調査の調査対象数：約51,000）。

ただし、「事務用機械器具賃貸業」等7業種については、母集団が小規模なため、全数調査とする（全数調査の調査対象数：約4,000）。

(3) 事業所規模に応じた調査事項の設定

調査客体の負担軽減を図る等の観点から、事業従事者数4人以下の小規模事業所について、業種横断的に調査事項の簡素化を図る。

ただし、母集団規模が小さく、事業所の多くが小規模事業所に偏っている「事務用機械器具賃貸業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「計量証明業」等7業種については、調査事項の簡素化は行わない。

(4) 結果表章の見直し

標本調査方式の導入に伴い、全国表及び都道府県表における資本金規模別集計（7区分）などについては、精度が著しく低下することが想定されることから、表章は行わない。また、都道府県表における政令指定都市別集計は表章を行わない。

(5) 調査実施方法の変更

ア 調査対象業種のうち「インターネット附随サービス業」等、事業所を対象とする22業種については、都道府県経由の調査員調査方式で実施し、「映像情報制作・配給業」等、企業を対象とする6業種については、民間事業者を活用した郵送調査方式により実施する。

イ 調査の円滑な実施を図る観点から、調査客体や調査員からの問い合わせに対応するコールセンター（民間事業者を活用）を設置する。

特定サービス産業実態調査の概要

調査の目的等

我が国のサービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和48年から毎年実施している。

調査の概要

- < 調査期日 > 毎年11月1日現在
- < 調査対象業種 > ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業など全28業種
 - ・ 20年調査からの継続調査業種：21業種（各種物品賃貸業等）
 - ・ 今回の追加調査業種：7業種（冠婚葬祭業、映画館等）
- < 調査対象 > 約5万5,000事業所・企業（約4万9,000事業所、約6,000企業）
原則、事業所単位。ただし、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業等6業種については企業単位
- < 抽出方法 > 原則、業種別、事業従事者規模別、都道府県別に層化抽出
ただし、母集団数が1,000に満たない事務用機械器具賃貸業等7業種は全数調査
- < 調査票の種類 > 業種ごとに調査票を設定。ただし、一部の業種については、共通の調査票様式を設定（全19種類）
- < 調査系統 > 調査の流れ
 - ・ 調査員調査（一部は郵送調査）
経済産業省 都道府県 調査員 事業所
 - ・ 郵送調査（民間事業者を活用）
経済産業省 企業（本社一括調査企業を除く）
 - ・ 本社一括調査：郵送調査（民間事業者を活用）
経済産業省 本社一括調査対象企業
コールセンターの設置（民間事業者を活用）

結果の公表

- < 主な集計事項 > 調査対象業種ごとの従業者数、年間売上高、年間営業費用 等
- < 集計地域 > 全国、都道府県
- < 公表時期 > 調査実施後9か月以内に速報、1年以内に確報を公表

結果の利用

サービス産業の振興施策の企画・立案のための基礎資料
GDP統計や産業連関表（基本表、地域表等）の作成のための基礎資料 等

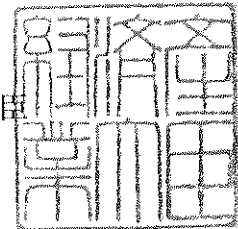
経済産業省

平成21・02・27統第2号

平成21年3月3日

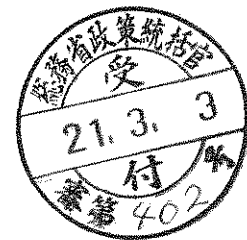
総務大臣 殿

経済産業大臣



特定サービス産業実態調査に係る承認事項の一部改正について（申請）

上記の件について、別記のとおり改正する必要があるので、統計法第7条第2項の規定に基づき申請します。



特定サービス産業実態調査に係る統計法第7条第1項の承認申請事項

最終改正 承認期日 平成21年 月 日

一 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の期日

特定サービス産業実態調査は、毎年11月1日現在によって行う。

三 調査の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

特定サービス産業実態調査は、標本設計に基づく標本調査とし、別表1から3及び10から28までの項に掲げる業種に属する事業所（以下「調査事業所」という。）のうち、経済産業大臣が指定するもの並びに別表4から9までの項に掲げる業種に属する企業（以下「調査企業」という。）のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。

四 調査事項

特定サービス産業実態調査は、次に掲げる事項のうち別表に掲げる業種に応じて必要なものについて行う。

- (1) 事業所名及び所在地
- (2) 企業名及び所在地
- (3) 本社の所在地
- (4) 経営組織及び資本金額又は出資金額
- (5) 本支社別
- (6) 事業の形態
- (7) 会社系統
- (8) 年間売上高
- (9) 年間契約高及び契約件数
- (10) 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額
- (11) 従業者数

- (12) 会員数
- (13) 加盟店数
- (14)入場者数
- (15)施設
- (16)受講生数

五 調査の実施

1．調査名簿の作成

(1) 別表 1 から 3 及び 10 から 28 までの項に掲げる業種

都道府県知事は、調査事業所及び調査企業を確定するため、特定サービス産業実態調査に先立って調査を行い、経済産業大臣が定める様式により特定サービス産業実態調査名簿 1 部を調査の期日以前に作成し、経済産業大臣に提出する。

(2) 別表 4 から 9 までの項に掲げる業種

経済産業大臣は、調査事業所及び調査企業を確定するため、特定サービス産業実態調査に先立って調査を行い、特定サービス産業実態調査名簿 1 部を調査の期日以前に作成する。

2．調査の方法

特定サービス産業実態調査は、別紙 1 から 19 までに掲げる様式による調査票によって行う。

調査の実施期間は、毎年 11 月 1 日から 12 月 15 日までとする。

3．都道府県知事及び経済産業大臣による調査票の配布

都道府県知事及び経済産業大臣は、調査事業所の管理責任者及び調査企業を代表する者（以下「申告義務者」という。）に対し調査票を配布する。ただし、経済産業大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、経済産業大臣が一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業の申告義務者」という。）に一括して配布する。

4．調査票の提出

(1) 別表 1 から 3 及び 10 から 28 までの項に掲げる業種

申告義務者（一括調査企業の申告義務者を除く。）は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、1 部を調査期日の属する年の 11 月 30 日までに都道府県知事に提出する。

都道府県知事は、調査票を整理した上、審査し、調査期日の属する年の翌年 1 月 31 日までに経済産業大臣に提出する。

(2) 別表 4 から 9 までの項に掲げる業種

申告義務者（一括調査企業の申告義務者を除く）は、調査票に所定の

事項を記入し、これに記名して、1部を調査期日の属する年の11月30日までに経済産業大臣に提出する。

5. 一括調査による調査票の提出

- (1) 一括調査企業の申告義務者は、経済産業大臣から配布された調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、1部を調査期日の属する年の12月15日までに経済産業大臣に提出する。
- (2) 一括調査企業の申告義務者は、フレキシブルディスクに所定の事項を記録し、これに一括調査企業名等を記載したラベルをはり付け、1枚を調査期日の属する年の12月15日までに経済産業大臣に提出することで本号(1)に規定する調査票の提出に代えることができる。

六 集計事項及び集計方法

1. 集計事項は、別添集計様式に掲げる事項とする。
2. 経済産業大臣は、受理した調査票及びフレキシブルディスクを総括審査した上、調査事項について機械集計する。

七 結果の公表方法及び期日

経済産業大臣は集計結果を「特定サービス産業実態調査報告書」として、調査期日から1年以内に公表する。

八 関係書類の保存期間及び保存責任者

関係書類の保存期間及び保存責任者は、次のとおりとする。

関係書類	保存責任者	保存期間
調査票及びフレキシブルディスク	経済産業大臣	3年
集計表	経済産業大臣	3年
調査票及びフレキシブルディスク並びに集計表の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）	経済産業大臣	永年

九 経費の概算
(略)

十 統計調査員

この調査の事務に従事させるため統計法第12条第1項の規定により都道府県に設置される統計調査員(以下「特定サービス産業実態調査員」という。)は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査票の配布及び取集その他これらに附帯する事務を行う。

十一 実地調査

統計法第13条の規定に基づき、統計官、統計主事その他特定サービス産業実態調査の事務に従事する者及び特定サービス産業実態調査員は、必要な場所に立ち入り、四の(6)から(16)までに掲げる事項について検査し、調査資料の提出を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。

十二 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても同分類の小分類による。

附 則

平成20年特定サービス産業実態調査以前の調査については、なお、従前の例による。

別表 調査業種

番号	業 種(報告者数)	業 種 の 範 囲
1	ソフトウェア業(2414)	統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成19年総務省告示第618号)に定める日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業のうち、経済産業大臣が指定するもの
2	情報処理・提供サービス業(4654)	日本標準産業分類に掲げる小分類 392-情報処理・提供サービス業のうち、経済産業大臣が指定するもの
3	インターネット附属サービス業(1105)	日本標準産業分類に掲げる小分類 401-インターネット附属サービス業のうち、経済産業大臣が指定するもの
4	映像情報制作・配給業(2031)	日本標準産業分類に掲げる小分類 411-映像情報制作・配給業のうち、経済産業大臣が指定するもの
5	音声情報制作業(272)	日本標準産業分類に掲げる小分類 412-音声情報制作業のうち、経済産業大臣が指定するもの
6	新聞業(547)	日本標準産業分類に掲げる小分類 413-新聞業のうち、経済産業大臣が指定するもの
7	出版業(2100)	日本標準産業分類に掲げる小分類 414-出版業のうち、経済産業大臣が指定するもの
8	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業(913)	日本標準産業分類に掲げる小分類 416-映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業のうち、経済産業大臣が指定するもの
9	クレジットカード業、割賦金融業(468)	日本標準産業分類に掲げる小分類 643-クレジットカード業、割賦金融業のうち、経済産業大臣が指定するもの
10	各種物品賃貸業(1283)	日本標準産業分類に掲げる小分類 701-各種物品賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
11	産業用機械器具賃貸業(4557)	日本標準産業分類に掲げる小分類 702-産業用機械器具賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
12	事務用機械器具賃貸業(390)	日本標準産業分類に掲げる小分類 703-事務用機械器具賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
13	自動車賃貸業(2030)	日本標準産業分類に掲げる小分類 704-自動車賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
14	スポーツ・娯楽用品賃貸業(653)	日本標準産業分類に掲げる小分類 705-スポーツ・娯楽用品賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
15	その他の物品賃貸業(2657)	日本標準産業分類に掲げる小分類 709-その他の物品賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
16	デザイン業(3775)	日本標準産業分類に掲げる小分類 726-デザイン業のうち、経済産業大臣が指定するもの
17	広告業(2803)	日本標準産業分類に掲げる小分類 731-広告業のうち、経済産業大臣が指定するもの
18	機械設計業(2145)	日本標準産業分類に掲げる小分類 743-機械設計業のうち、経済産業大臣が指定するもの
19	計量証明業(735)	日本標準産業分類に掲げる小分類 745-計量証明業のうち、経済産業大臣が指定するもの
20	冠婚葬祭業(1652)	日本標準産業分類に掲げる小分類 796-冠婚葬祭業のうち、経済産業大臣が指定するもの
21	映画館(699)	日本標準産業分類に掲げる小分類 801-映画館のうち、経済産業大臣が指定するもの
22	興行場(別掲を除く)、興行団(1055)	日本標準産業分類に掲げる小分類 802-興行場(別掲を除く)、興行団のうち、経済産業大臣が指定するもの
23	スポーツ施設提供業(2576)	日本標準産業分類に掲げる小分類 804-スポーツ施設提供業のうち、経済産業大臣が指定するもの
24	公園、遊園地(937)	日本標準産業分類に掲げる小分類 805-公園、遊園地のうち、経済産業大臣が指定するもの
25	学習塾(4280)	日本標準産業分類に掲げる小分類 823-学習塾のうち、経済産業大臣が指定するもの
26	教養・技能教授業(5459)	日本標準産業分類に掲げる小分類 824-教養・技能教授業のうち、経済産業大臣が指定するもの
27	機械修理業(電気機械器具を除く)(2075)	日本標準産業分類に掲げる小分類 901-機械修理業(電気機械器具を除く)のうち、経済産業大臣が指定するもの
28	電気機械器具修理業(1481)	日本標準産業分類に掲げる小分類 902-電気機械器具修理業のうち、経済産業大臣が指定するもの

産業統計部会の審議状況について（報告）

< 特定サービス産業実態調査関連 >

第 17 回産業統計部会結果概要（未定稿）（案）

- 1 日 時 平成 21 年 4 月 20 日（月）15：30～18：15
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 ・ 舟岡部会長、美添委員、岡室専門委員、川本専門委員、笹井専門委員、
篠崎専門委員、鈴木専門委員、土屋専門委員
・ 審議協力者（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行）
・ 調査実施者（山根経済産業省サービス統計室長ほか 3 名）
・ 事務局（乾内閣府統計委員会担当室長、犬伏総務省統計審査官ほか 2 名）
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

5 審議の概要

- (1) 事務局から前回部会の結果概要及び第 21 回統計委員会における主な意見について説明があった後、調査実施者から前回部会で出された意見等に対する回答が行われた。

その後、以下のような議論が行われ、「学習塾調査票」の設問の表記については部会長一任とされた。

「冠婚葬祭業」に「ブライダルプロデューサー」に関する調査事項の追加の可否

「ブライダルプロデューサー」は複数ある民間資格の一つであり、これらの資格は各認定主体によって認定基準が異なるため、その評価を統一的に判断できないとして、調査事項に追加しないのは納得できる。しかし、その資格が将来的に広く認知されれば、調査事項への追加を考える余地は残すべきではないか。

今後の検討の方向性として、「業務経験何年以上が何人」という把握の仕方もあるのではないか。

「学習塾調査票」の「e-ラーニング」に関する調査事項の設問方法

設問の「方法の採用の有無」という表記は、事業所として体系的に当該指導方法を取り入れているか否かを示すためには、必要な表記であると考えられる。なお、注書きについては、「パソコンや携帯端末を用いたインターネットによる授業」と修正した方がいいのではないか。

- (2) 事務局から、答申案の朗読及び説明があり、これを踏まえ、項目ごとに以下のような審議が行われ、所要の修正を行うこととされたが、答申案の修正文の表現については部会長に一任することとされた。

「(イ) 事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定」について

「簡易回答への逃げ込み」という表記について、答申の表記としてふさわしくないとの意見があり、「簡易回答の選好」という表記に改めることとなった。

調査実施時点で調査対象の規模に変動があった場合の処理として、「事後的に、調査実施者が欠側値として処理する」と記述しているが、これは、従業者4人以下として調査票を配布した事業所が、調査時点で5人以上に変動していた場合の処理であり、その逆の場合も有り得るので、「事後的に処理する方式を採用する」と記述すれば十分ではないかとの意見があり、そのように修正することとなった。

「(ア) 集計事項の見直し」について

標本調査方式の導入に伴って、事業従事者規模別の集計表を追加したことが記述されていないとの意見があり、その旨を記述することとなった。

「(イ) 欠側値の補正」について

欠側値の補完方法については、本項の最後の部分で「更に適切なものとなるように検討を行うことを期待する」としていることから、余り細かなことまで記述する必要はないのではないかとの意見があり、「標本調査の導入に伴う母集団推定に合わせて、しっ皆層についても欠側値を補完することを計画している」と修正することとなった。

(3) 答申案の審議終了後、いわゆる「部会長報告メモ」について議論が行われ、いわゆる「学習塾」の全体像を明らかにする統計の整備、企業を単位とする統計調査の関係の整理、都道府県の集計結果の精度向上方策への配慮について、部会長から統計委員会に報告することとされた。

(4) 次に、今後のサービス業統計の整備の在り方について、フリーディスカッションが行われ、出された意見については部会長がとりまとめ、「部会長報告メモ」に盛り込むこととされた(表現振りは部会長に一任)。

意見等の主なものは、以下のとおり。

サービス業には、副業、兼業を行っているものが多いが、現状では、経済産業省企業活動基本調査で大企業に係る大分類ベースでの副業状況を捉えているのみであり、サービス業の実態を的確に捉えるためにも、今後、これらをなるべく把握していく必要があるのではないか。

問題は、統計に係る予算、人員が限られている中で、統計整備によりサービス業の実態にどれだけ迫れるかということだと思うが、統計をとること自体が自己目的化してはならず、経済の動きを捉えることにより、生産性を上げる等、それにより何をしたいのか、そのことの効用は何なのか、という達成目的を明らかにしたアプローチが必要ではないか。

生産性の計測については、基本計画の検討においても議論になったところであるが、例えば、医療技術が進歩して治療等の期間が短くなったことにより、収入額が減少したからといって、必ずしも医療の生産性が落ちたとは言えない側面が

ある。

娯楽業には美術館や博物館等の文化・芸術的な要素もあるが、これらは企業に関する調査では把握しておらず、社会教育調査を利用しても、経済活動としての実態は分からない状況である。広く一律に把握する統計の整備は5年に1度でも構わないが、産業別の統計整備に当たっては、どういうビジネスモデルで、どういう項目を捉えるのか、といったところから議論が始まるのではないか。

利用者や我々は何を明らかにしたいのかという観点で見ていくしかないのではないか。学术研究、医療等の把握のように、分析する際に何が必要かは個別に突き詰めるしかなく、一律の議論は難しい。

今回、本調査の改正において調査事項を3階層に分けたのは、非常に良い整理である。調査事項をどの業種でも通用するものと特異なものに整理することが必要である。各サービス業を一つの調査で把握することのメリットは何かを考えながら、どこを共通にして、どこからを特化させるのか、利用者の立場から考えていくべきである。

各府省が所管している業種の統計調査は、個別ニーズに基づき実施しており、それだけでは全体の実態が分からない。各府省が協調して、第三次産業の実態を今以上に見えるようにするための統計整備に取り組むべきである。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>

特定サービス産業実態調査の改正計画の審議に際して出された意見について

1 いわゆる「学習塾」の全体像を明らかにする統計の整備について

今回調査から、「学習塾」が対象業種として新たに追加されることに関連して、部会審議において、各種学校である進学塾や予備校が対象外となっているため、一般の受け止めている、いわゆる「学習塾」の全体像を捉えていないため、誤解を生じかねないのではないかと意見が提示されました。

本調査で対象とする「学習塾」は日本標準産業分類の「中分類 82 - その他の教育、学習支援業」の中の「小分類 823 - 学習塾」であり、各種学校である進学塾や予備校は、同分類の「中分類 81 - 学校教育」の中の「細分類 8172 - 各種学校」に分類されています。

この「各種学校」については、文部科学省の「学校基本調査」(基幹統計調査)において、学校数、生徒数等が把握されていますが、経理項目等は把握されていません。

したがって、今後、中長期的な課題として、いわゆる「学習塾」の全体像を明らかにするためには、文部科学省が所管する分野の統計について、経理項目も含めて、学習支援の実態を明らかにする事項をどこまで盛り込んだ統計として整備し、特定サービス産業実態調査との有効活用を図れるようにすべきかを、経済産業省と文部科学省において検討することが必要と考えます。

2 企業を単位とする統計調査の関係の整理について

本統計の調査対象業種のうち、「映像情報制作・配給業」や「音声情報制作業」など6業種については、事業所単位で経理的な事項を把握することが困難であるため、企業を単位として調査しています。

一方、企業を単位とする統計調査としては、本統計を所管する経済産業省が実施する経済産業省企業活動基本調査(基幹統計調査)があり、本統計における企業を単位とする調査対象業種のほとんどが、経済産業省企業活動基本調査の対象業種となっています。

2つの統計の目的は、勿論、異なりますが、いずれも年次調査であり、調査客体の立場からすると、その重複感は拭えないと思いますし、それぞれの統計の具体的な役割分担を厳密に説明することに困難な面があるのではないかと推察します。

したがって、本統計の企業を単位とする調査対象業種については、経済産業省内部において、経済産業省企業活動基本調査との関係の在り方について、体系的な整備の観点から、検討することが必要と考えます。

3 事業所を単位とするサービス業に係る統計の整備について

事業所を単位としたサービス業に関する統計は、地域経済の状況を的確に捉える上で多くを期待されています。最近になって、5年周期の経済構造統計(経済センサス

- 基礎調査、活動調査)や月次のサービス産業動向調査の創設により、業種横断的で概括的な統計が整備されることとなりますが、サービス業の実態や構造を捉える統計は、特定サービス産業実態調査を始めとして、各府省が個別ニーズに基づき統計調査を実施しており、業種間で比較を可能とするような観点からの整備が行われているとは言えない現状にあります。経済産業省所管の特定サービス産業実態調査についても、調査対象業種の一部は企業を単位としており、他の事業所を単位とした対象業種と直接に比較して利用することは困難といえます。

整備に際しては、サービス業が第1次・第2次産業を除く多様な産業からなる第3次産業であることを考慮することが肝要です。業容が大きく異なる様々な業種を総体的に把握しようとするれば、限られたリソースの下で、膨大なコストが必要となるので、当該統計を整備することのニーズや効用を吟味・検討し、明確にする必要があります。

また、特定サービス産業実態調査は今回から母集団推計を行い結果表章することに伴い、時系列で比較可能な年次動態統計の性格も併せ持つようになります。月次の動態統計調査として、サービス産業動向調査が開始されたことも勘案すると、母集団を異にする特定サービス産業動態統計調査の在り方については今後、十分な検討が必要と考えます。

4 都道府県ごとに集計結果の精度を向上するための方策への配慮

本統計については、今回から、標本調査方式を導入することに伴い、都道府県ごとの標本数は必要最低限のものとなっており、都道府県別の結果表章の精度はそれほど高くありません。このため、一部の都道府県では、現在割り当てられた標本数の増加を図り、結果精度の向上を図りたいとするところもあると承知しています。

したがって、調査実施者である経済産業省においては、都道府県のそのような要請に対し、可能な限り、リソース、ノウハウ等の提供について配慮するよう、お願いいたします。

以上、報告します。

平成 21 年 5 月 11 日

舟岡 史雄